平成２７年（フ）第８１６号
京都市南区吉祥院稲葉町４番地
破産者　矢木　淳史
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８６９号
京都市中京区柳馬場通三条下る槌屋町101番地　奈良甚ビル501号
破産者　石井かおり
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８７９号
京都市西京区松室河原町３番地１　シャトル松尾101
破産者　山崎　秀雄
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８８０号
京都市西京区桂畑ケ田町190番地　ル・サフィール五条402、破産手続開始決定時の住所京都市右京区嵯峨天龍寺車道町16番地の11
破産者　村上　　巧
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９１６号
京都市右京区西院月双町２番地　高辻ロイヤルフラッツ505
破産者　福井　謙太
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９８９号
京都市右京区太秦安井柳通町22番地17
破産者　森　　隆輝
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２３６号
奈良市西木辻町31－７　グランドメゾン奈良202号室、開始決定時の住民票上の住所京都府相楽郡精華町光台９丁目４番地１
破産者　山田　厚師
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６６１号
広島市西区庚午中４丁目19番26―305号
破産者　岩橋　徹也
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０８号
山口県宇部市大字妻崎開作970番地５、開始決定時の住所山口県宇部市大字沖ノ旦863番地２ハイツマナベＡ棟１号
破産者　野口　　豊
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第９６号
愛媛県四国中央市寒川町68番地、前住所愛媛県四国中央市寒川町71番地
破産者　田村　安子
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第５７号
長崎県長崎市田中町1169番地１
破産者　山口　隆央
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５０４号
熊本市東区健軍本町32―21―403、住民票上の住所熊本県上益城郡御船町大字滝尾6176番地21
破産者　吉村　康生
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６８号
大分市曙台２丁目10番６号、開始決定時の住所大分市大字千歳277番地の60
破産者　阿南　孝義
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４４６号
鹿児島県鹿児島市上福元町3514番地
破産者　吉永あかり
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可決定

平成２７年（フ）第１０４０号
千葉市稲毛区宮野木町1144番地２　メゾン宮野木７号
破産者　橋本　佳子
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１１８号
千葉市中央区都町1254番地９　コスモ千葉グレイスヒルズ302号
破産者　石田まいこと　都　　姫永
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９５５号
千葉県市川市大町124番地（市営住宅大町第二団地５―5123号）
破産者　川口　美枝（旧姓牧野）
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０４４号
千葉県市川市宝１丁目12番９号　（203号）
破産者　髙橋ありさ（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０６７号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目２番５―308号
破産者　米沢　　健
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８８号
千葉市中央区千葉寺町868番地１　千葉寺第２県営住宅402号
破産者　松﨑　　聰
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係